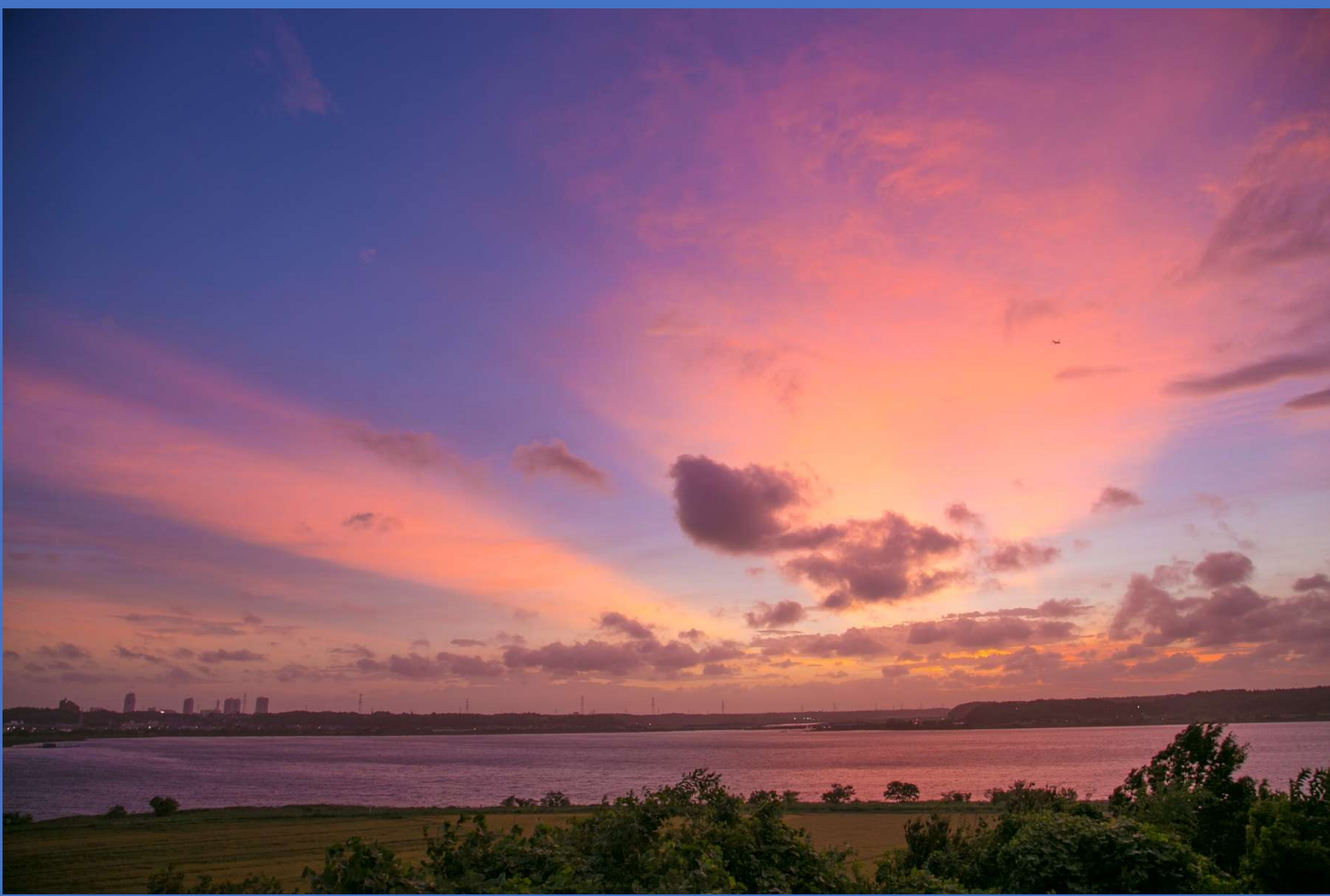


佐倉市

デジタルサイネージガイドライン

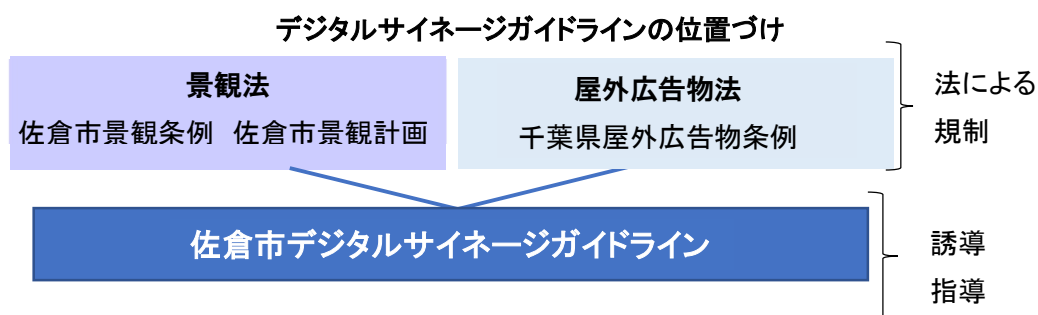


1 佐倉市デジタルサイネージガイドラインについて

近年、光や動き、音を活用したデジタルサイネージ等の新しい屋外広告物が見られるようになりました。そのような広告物は、従来の屋外広告物と比べ、より効果的な宣伝効果が期待されます。

一方で、光や音を発することから、周辺環境に与える影響が大きく、周囲に健康被害をもたらす恐れや、不快な印象を与えることが懸念されています。

このガイドラインは、デジタルサイネージ等の広告物を、佐倉市景観計画の中で運用するために、景観上の配慮を考え、望ましいデジタルサイネージのあり方を示したものです。広告物としてデジタルサイネージの設置を検討される際には、まずガイドラインの内容をご確認いただき、設置（表示）する際には、ガイドラインに示した考え方や指針等を遵守してください。

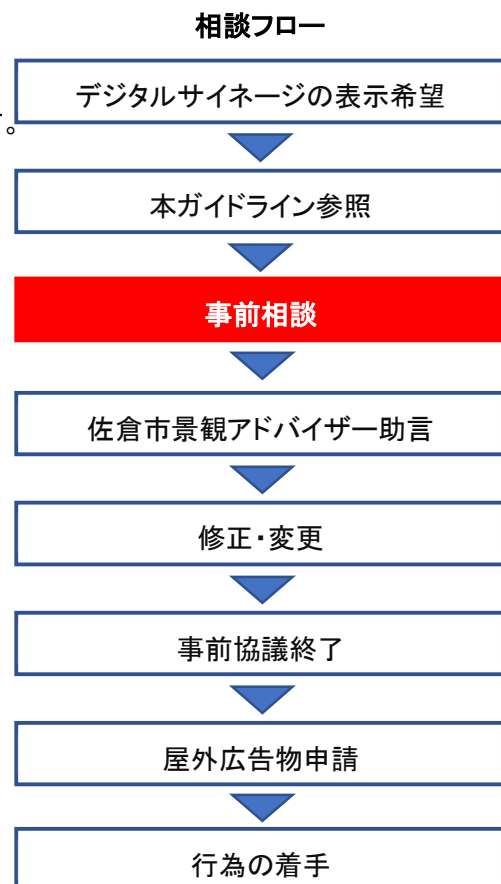


佐倉市景観計画と、千葉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の『光・音・動き』を誘導・指導します。

デジタルサイネージを設置する場合、屋外広告物の許可申請をする前に、事前相談が必要になります。事前相談は、相談結果の反映が可能な時期にしてください。相談が長引く場合は、表示時期を遅らせて頂く可能性があります。

● 事前相談をされる前に・・・

道路に面する場所での設置は、**事前に佐倉警察署との協議を終了**してください。



2 デジタルサイネージとは

本ガイドラインの対象としているデジタルサイネージとは、「電子的なディスプレイなどの表示機器を使った、屋外で継続的に公衆に対し動画等の情報を発信する屋外広告物及びそれに類する広告物」とします。プロジェクションマッピングも、デジタルサイネージの運用と同様です。（色の限られている電光掲示板や、ネオンサイン、クリスマスの電飾は除きます。）

なお、道路管理、交通安全、防犯、災害対策等、警察や消防などによる安全性・緊急性のための公共広告物等は対象外です。また、屋内に設置するものは屋外広告物の定義を満たさないため対象外ですが、主として屋外に向けて広告を行う場合については、屋外に設置する広告物と同様の配慮をお願いします。

3 エリア別の考え方

佐倉市は駅の近くまで住宅が広がっているため、デジタルサイネージによる生活への影響が懸念されます。このことから、景観特性のあるエリアを4つに分類しました。それぞれのエリアで設置の高さや明るさを守り、魅力ある佐倉市の景観形成に向けて取り組んでください。

ガイドラインのエリア区分

区分	主な用途
商業地エリア	駅周辺（指定駅から概ね半径 200m以内）の商業地域・近隣商業地域
工業地エリア	工業地域・準工業地域・工業専用地域、インター周辺、リサーチパーク周辺
田園エリア	市街化調整区域（インター周辺、リサーチパーク周辺を除く）
住宅地エリア	上記以外の市街化区域

■3-1 商業地エリア

商業地系エリアは、主に駅周辺のにぎわいや活気が感じられる地域です。指定駅は、JR佐倉駅、京成佐倉駅、京成臼井駅、京成ユーカリが丘駅、京成志津駅とします。人が多く集まる地域のため、刺激が強くなり過ぎない配慮が必要です。

商業地エリアでも、**住宅地と近接する場所での設置・表示は避けてください。**

また、歩行者の進行方向に対し、真正面を向いている突き出し看板などは、進行を妨げる要因となるため、このエリアでは原則壁面広告とします。



①設置

高さは9m以下(建物の3階相当)としてください。ただし、ペDESTリアンデッキのように歩行者空間が2階以上の部分にある場合等については、協議の上取り扱いを決定します。また、ディスプレイの大きさは、5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあっては10㎡)以下としてください。

②明るさ・点灯時間

概ね日没後を目安に夜間に点灯する場合の輝度は1000cd/㎡以下としてください。点灯時間は、**7:00~23:00**としてください。

※1,000cd/㎡は、環境省「光害対策ガイドライン」都市周辺部における発光面の平均輝度の最大光度値です。

●新町地区景観形成重点区域について

新町地区は、佐倉市景観計画の中でも、旧城下町歴史景観拠点として佐倉市のシンボルのひとつとなっている景観重点地区です。

商業地域・近隣商業地域に指定されておりますが、歴史的町並みを守るため、**新町地区でのデジタルサイネージの設置・表示は避けてください。**

※イベントなどによる一時的なプロジェクションマッピング、移動が可能な立て看板タイプの広告物を設置したい場合はご相談ください。



■3-2 工業地エリア

工業地系エリアは、大規模な建物が立地している一方、周辺が田園エリアに囲まれ、夕方以降は交通量も少なくなり、暗く静かになる地域です。工業地エリア周辺に住宅がある場合、極度の眩しさを与える恐れがあるため、設置・表示は避けてください。

なお、インター周辺、リサーチパーク周辺は、市街化調整区域ですが、交通量が多く、大規模な建物が立地しているため、工業地エリアの運用とします。



①設置

【壁面広告】高さは4.5m以下(建物の1階相当)としてください。また、ディスプレイの大きさは、5㎡(軒の高さが7mを超える建築物にあっては10㎡)以下としてください。

【独立広告】上端の高さは2m以上4.5m以下、1表示面積は3㎡以下としてください。

②明るさ・点灯時間

工場等の営業時間外は人通りや交通量が減ることから、点灯時間は、**7:00～18:00**としてください。また、日中の輝度は 5,000cd/m²以下としてください。

※5,000cd/m²は、環境省「光害対策ガイドライン 屋外歩行者空間におけるグレア(まぶしさ)」で、4.5mの照明器具とした場合の不快グレアの抑制に関する基準です。

■3-3 田園エリア

田園エリアは、豊かな自然と多くの田畑が広がる静かな地域です。水辺や里山、田園、谷津を「ふるさとの風景」として末永く維持育成しなければなりません。

周囲に住宅がある場合、極度の眩しさを与える恐れがあるため、設置・表示は避けてください。

また、農産物や家畜への影響が考えられることから、**農地に面した場所、ホテルや夜行性鳥類等の希少生物が生息する場所での設置は避けてください。**ただし、それ以外の場所での設置については、田園エリアの基準を最低限守ってください。

なお、インター周辺、リサーチパーク周辺は、市街化調整区域ですが、交通量が多く、大規模な建物が立地しているため、工業地エリアの運用とします。



光害で考えられる植物への影響

	植物	屋外照明の影響
作物・野菜	水稻	品種により異なるが、数ルクスの照度でも出穂が遅延。照度の増加に伴い遅延日数も長くなり不出穂の場合も発生。
	ハウレンソウ、シュンギク、カラシナ	抽苔・開花促進を生じ、商品価値が損なわれる。その程度は栽培時期で異なる。
	タマネギ	苗が小さくとも鱗茎を形成し、鱗茎が充分肥大しないうちに成熟してしまう。
樹木・花	アオギリ、スズカケノキ、ニセアカシア、ユリノキ、プラタナス	落葉が遅れ、冬芽形成などの休眠誘導を阻害。
	トウカエデ	幾分、落葉の遅れが見られる。
	ツツジ	葉が無くなるなどの影響がある。

(引用 環境省「公害対策ガイドライン」令和3年改訂版)

光害で考えられる動物への影響

影響を受ける動物	問題事例
昆虫類	・走光性である蛾類をはじめとした害虫の誘引 ・背光性(光を避ける)ホタル類の希少種の誘殺 ・食物連鎖の乱れ
家畜	生殖機能の低下、異常行動
鳥類	夜行性鳥類の消失、生理の不順、食物連鎖の乱れ
哺乳類・両生類・爬虫類	・餌である虫の生息域の変化による食物連鎖の乱れ

①設置

【壁面広告】 高さは3m以下(建物の1階相当)としてください。また、ディスプレイの大きさは、3㎡以下としてください。

【独立広告】 上端の高さは2m以上3m以下、1表示面積は3㎡以下としてください。

②明るさ・点灯時間

周囲の農地や自然環境に多大な影響を与える事が考えられることから、日没前の消灯を徹底してください。**4月から9月は7:00～18:00、10月から3月は7:00～16:00**とします。また、日中の輝度は2,500cd/㎡以下としてください。

※2,500cd/㎡は、環境省「光害対策ガイドライン」田園、里地における発光面の平均輝度の最大光度値です。



●佐倉市景観計画における、景観の軸について

水と緑の軸に指定されている地域は、水辺、農地や谷津、斜面緑地が一体となり、「ふるさと佐倉」の骨格となる田園景観として、特に保全が必要な地域です。

また、道路軸においては、自然・田園景観と調和した沿道景観を維持・形成することが基本方針となっております。

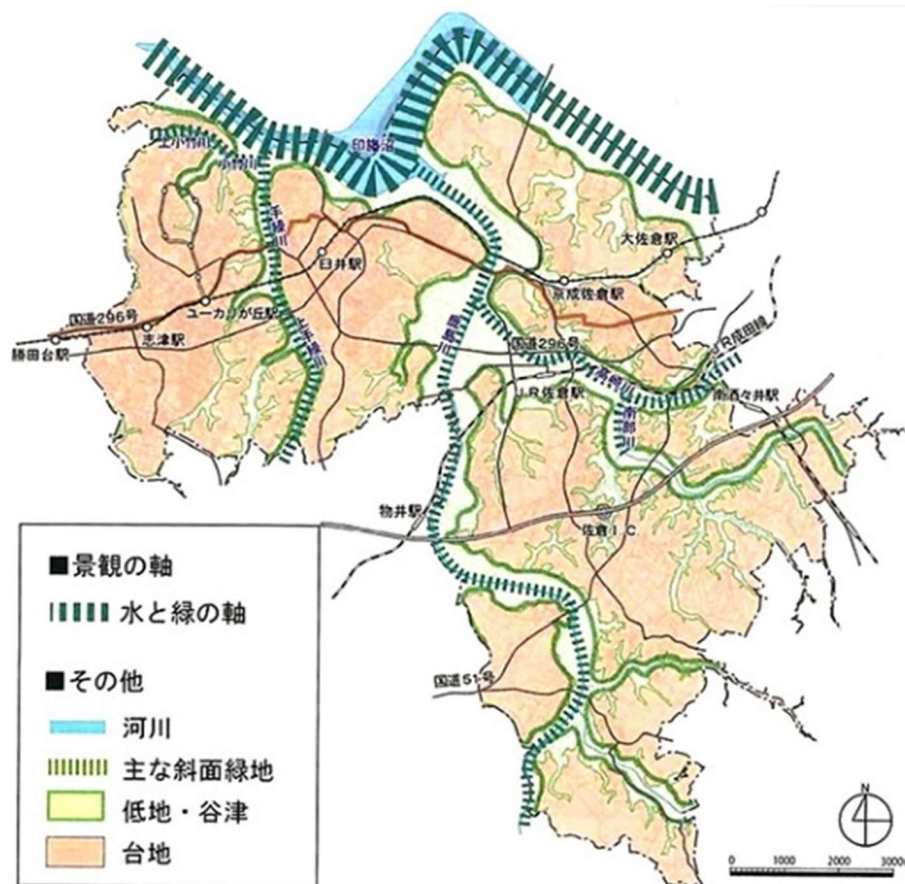
市内でも重要な景観である特性上、景観の軸に該当する地域でのデジタルサイネージの設置・表示は避けてください。

水と緑の軸

- 印旛沼、中央排水路
- 鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川、 南部川の一部他
(一級河川及びそれに接続する準用河川)

道路軸

- 東関東自動車道
- 国道 51 号、国道 296 号（成田街道を含む）
- 複数の景観のエリアを結ぶ広域幹線道路等を対象



●佐倉市景観計画における、重要景観拠点について

佐倉市では、複数の景観拠点が集積し、市を代表する印旛沼周辺と旧城下町周辺を「重要景観拠点」として位置付けています。他にも、水辺や里山などのふるさとの風景が残る「自然・田園景観拠点」、中世以降の代表的な城跡や街道沿いの宿場、国指定文化財などの「歴史景観拠点」が指定されています。これらの拠点では、市民・事業者・行政において、重要な拠点としての認識を共有し、シンボリックな景観を維持する必要があります。

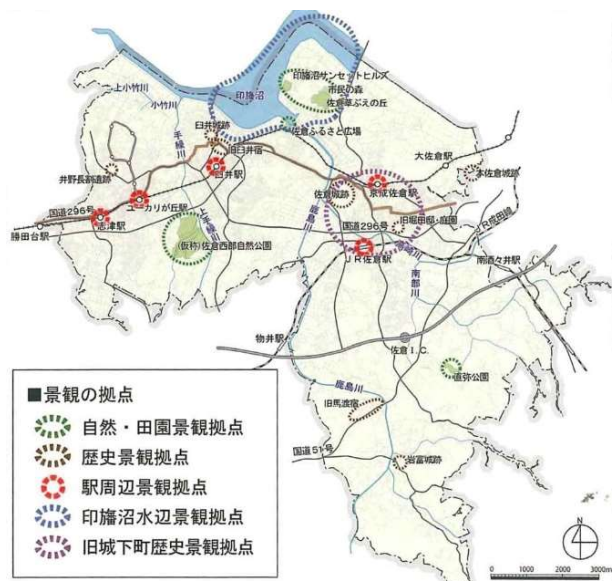
市内の重要な遺産であり、市民の大切な憩いの場であることから、景観の拠点到該当する地域でのデジタルサイネージの設置・表示は避けてください。

自然・田園景観拠点

- 佐倉里山自然公園
- 直弥公園

歴史景観拠点

- 本佐倉城跡、臼井城跡、
- 岩富城跡、佐倉城跡
- 旧臼井宿、旧馬渡宿
- 井野長割遺跡、本佐倉城跡
- 旧堀田邸・庭園



印旛沼水辺景観拠点（景観重要拠点）

- 佐倉ふるさと広場、印旛沼サンセットヒルズ、佐倉草ぶえの丘・市民の森

■3-4 住宅地エリア

住宅地エリアは、市民の生活の場です。夜間でも車の往来や人通りが多い場所があります。強い光により、人々の睡眠を妨害する等、市民の生活を脅かす恐れがあるため、原則としてデジタルサイネージの設置は避けてください。

ただし、以下の条件下であれば、設置が可能な場合もありますので、必ずご相談ください。（地区計画のある地域は除く）

- ・ 調整池、駐車場に面した道路沿い
- ・ 大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²以上）に面した道路沿い



①設置

高さは3m以下(建物の1階相当)としてください。

また、ディスプレイの大きさは、3 m²以下としてください。商業地エリア同様、歩行者の通行の妨げとなるため、原則壁面広告とします。

②明るさ・点灯時間

概ね日没後を目安に夜間に点灯する場合の輝度は200～300cd/m²以下としてください。ただ、季節・天気などで眩しさが変わるため、周辺状況に応じて輝度を抑えてください。

点灯時間は、**7:00～20:00**としてください。ただし、周辺住民からの苦情等があれば、直ちに消灯し、撤去を検討してください。

※300cd/m²は、概ねパソコン画面や液晶テレビの明るさです。この数値は環境省「光害対策ガイドライン」居住者への影響防止に設定された発光面の平均輝度の最大許容値です。

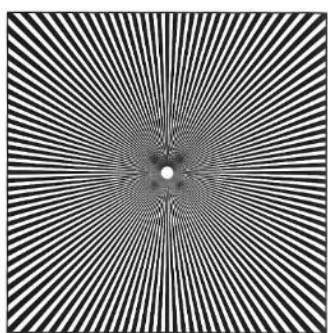
4 表示内容について(全エリア共通)

(1) 明るさ

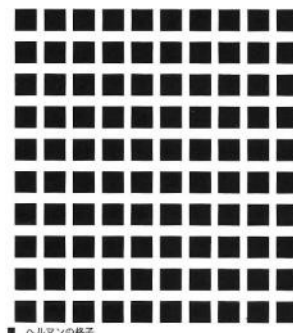
季節や時間帯を考慮した輝度の設定を心掛けると共に、輝度が調整できるディスプレイの設置を原則とします。また、高彩度色、全発光の白は避けてください。また、広告物を表示しない場合は消灯することも検討してください。周辺住民から苦情が来た場合は、直に対応できる態勢を整えてください。

(2) 模様

渦巻が動く、細かい縞模様、同心円等、錯覚を引き起こすような規則的なパターン模様は避けてください。



■ マッケイの錯視



■ ヘルマンの格子



■ 「カニツツアの三角形」

(引用 ぎょうせい「屋外広告の知識 デザイン編」)

(3) 動き

映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けてください。また、高速モーションは避け、画面の切り替えや表現はゆっくりとしたものにしてください。

・赤色の点滅や、連続して2秒を超える点滅は避けてください。

(引用 アニメーション等の映像手法に関するガイドライン)

(4) 音

複数の音は騒音を引き起こす原因となり、市民の生活を脅かすものになります。そのため、**音の出力は避けてください(市内全域)**。

(5) 交通に配慮した配置

信号交差点付近の設置は信号機と誤認されやすく、交通事故を引き起こす恐れがあるため、信号機や交通標識の延長線上にある設置は禁止です。また、急カーブ等、ハンドル操作が必要な場所での設置は禁止とします。

(千葉県屋外広告物条例 第3条 広告物等の制限等、第4条 禁止地域等)

(6) 緊急性を要する広告物に配慮した配置

人々の基本的な安全や行動にかかわる表示は、人命にかかることから、避難経路、避難場所表示、消火栓などの表示を阻害する設置は禁止とします。

(千葉県屋外広告物条例 第4条 禁止地域等、第5条 禁止物件)

(7) 周辺施設に配慮した設置

次の施設周辺での設置は避けてください。

施設	禁止の理由
入院設備のある医療施設	眩しさで睡眠を妨害し、十分な療養が出来ないため
高齢者施設	高齢者は若者よりも眩しさを感じやすいとされているため
学校・保育施設	集中力の低下、保育施設でのお昼寝を妨害するため
神社・仏閣・ 文化遺産・名勝地	古くから地域の信仰があり、その土地の伝統や風習を守るため



周辺施設に配慮した配置 名勝地の例

【勝間田の池】景観の軸、拠点に含まれない場所だが、周辺でのデジタルサイネージ広告物の設置は避ける。

(8) 禁止コンテンツ

以下のコンテンツを表示することは出来ません。(千葉県屋外広告物条例 第2条)

【公序良俗に反するもの】

- ・暴力や反社会的なもの
- ・風俗的、性的なもの
- ・法的に抵触する恐れのあるもの
- ・いじめ、差別、人権侵害を想起させるもの
- ・政治的なもの
- ・宗教的なもの
- ・虚偽または誇大表示、有利であると誤解を招く表示

5 未申請による表示への対処

デジタルサイネージの相談や申請なしに設置した場合、違反広告物として判断し、千葉県屋外広告物条例違反広告物是正指導に則って処分します。

6 ガイドラインの見直しについて

デジタルサイネージガイドラインは必要に応じて内容を改訂します。そのため、デジタルサイネージを設置する際は、**必ず最新のガイドラインを確認するようにしてください。**

■問い合わせ先

佐倉市 都市計画課 計画・景観班

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97

電話 : 043-484-6163

FAX : 043-486-2506

Mail : tosikeikaku@city.sakura.lg.jp

